

令和7年度 伊予市立港南中学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日 策定

【学校のいじめに対する基本認識】

- ・本校教育目標「自ら考え、主体的・協働的に活動する生徒の育成」の実現に向け、生徒が安心して生活できる環境づくりを行う。
- ・いじめを生まない、見逃さない、許さない風土をつくる。
- ・いじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応に向け、学校、家庭、地域住民、関係機関との連携を強化する。

【いじめ防止対策委員会】

【校内】

管理職、主幹教諭、生徒指導主事
学年主任、養護教諭
スクールカウンセラー

【家庭地域等】

PTA、学校評議
委員、主任児童委
員、公民館等

【外部専門家】

支援センター
弁護士
伊予警察署

【関係機関】

伊予市教育委員会
保健センター
医療機関
法務局等

【いじめ防止】

- ② 校長のリーダーシップのもと、いじめ撲滅の指導体制を確立する。
- ② 全教育活動を通じて、生徒の自己肯定感を高める。
- ③ 校内研修等により、教職員の資質・能力を向上させる。
- ④ 道徳教育と特別活動を中心とした体験活動の充実を図る。
- ⑤ 心の通う学級経営の充実を図る。
- ⑥ 生徒会活動において、いじめに関わる問題を取り上げるなど、生徒が主体的に取り組む活動を計画する。
- ⑦ 家庭や地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会を設け、いじめの防止に向けた地域ぐるみの対策を推進する。

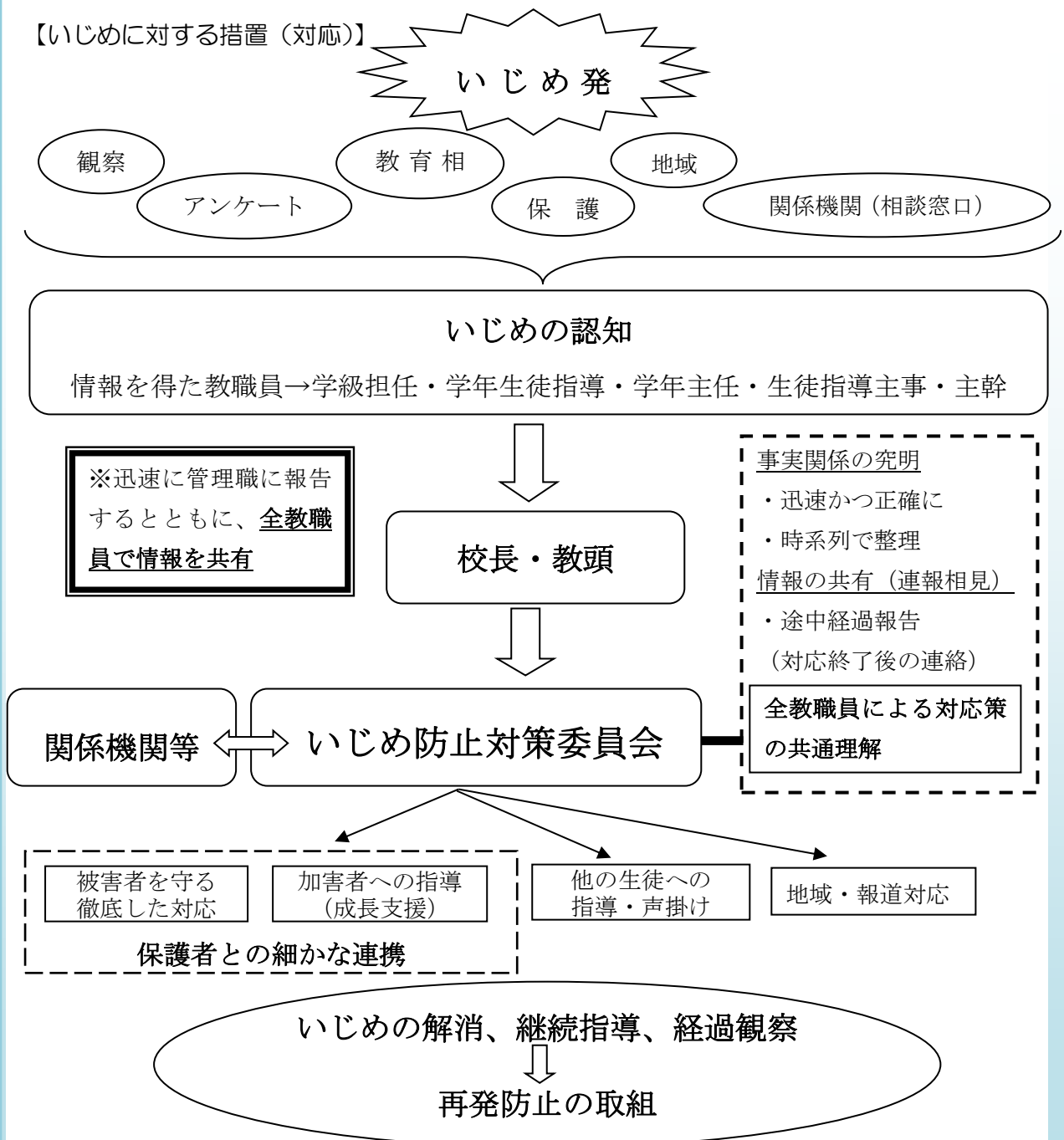
【いじめ防止対策年間計画】

一 学 期	い じ め 防 止 対 策 委 員 会	いじめ防止対策委員会（含保護者地域等）…学校いじめ防止基本方針の策定	学 校 生 活 に 関 す る 調 査 回	生 徒 会 活 動 特 別 活 動	縦 割 り 活 動	人 権 ・ 道 徳 教 育 の 充 実
二 学 期		生徒指導に関する校内研修 いじめに関する安全教室				
三 学 期		いじめ防止対策委員会（含保護者地域等） 人権・同和参観日、港南人権フェスタ 生徒指導に関する校内研修				
		いじめ防止対策委員会（含保護者地域等）…学校いじめ防止基本方針の検証				

【早期発見】

- ① 生徒のサインや変化の早期発見、情報の共有
- ② 毎月、学校生活に関する調査（いじめに関するアンケート）を実施
- ③ 教育相談日の設置と教育相談体制の確立
- ④ スクールカウンセラー等の専門家の活用
- ⑤ 学校以外の相談窓口について周知

【いじめに対する措置（対応）】



【重大事態に対する措置（対応）】

学校はいじめの重大事態であると判断した場合、上記の対応をするとともに教育委員会に報告の上、学校の下に組織を設け、調査を行う。その調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係やその他必要な情報を提供する。